

M&A のリスクで後悔しないためのチェックシート

2



売り手社長の経営者保証や自宅不動産の担保の移行・解除が可能か確認しよう！



最近、問題となっているトラブル事例について

M&A 前に負っていた売り手社長の借入金やリースの連帯保証を M&A 後に解除する契約であったが、買い手企業がその義務を果たさず、売り手企業の業況の悪化による破産、連鎖して売り手社長が個人破産する羽目になった。



当件に特に留意いただきたい売り手企業の社長様

債務超過等の財務状況が厳しい会社の譲渡で、クロージング時は低額の譲渡対価の支払いにとどまる一方で、クロージングから一定期間経過後に相当程度の譲渡対価・退職金を支払うという条件で買い手企業候補との M&A を検討されている方

まずはここからスタート！

●STEP1（現状確認）

☐ 会社の借入金等の連帯保証人になっているか？ 自宅の不動産を担保に供しているか確認する。

（確認書類例）金融機関との金銭消費貸借契約書、自宅不動産の登記事項証明書

●STEP2（解除宣言）

☐ 会社を M&A で譲渡するにあたって、「個人保証を解除（もしくは買い手企業へ移行）したい」「担保の解除をしたい」旨、買い手企業（仲介会社や FA 会社がいる場合は当該会社）に伝える。

●STEP3（具体的施策）

3-1 【守秘義務契約】

☐ 情報開示対象の確認：守秘義務契約について内容の精査（情報開示についての事業承継・引継ぎ支援センター、金融機関等の扱いはどうなっているか等）。

3-2 【買い手企業の情報】（買い手企業の信用力で売り手企業の経営者保証を解除・移行する必要がある場合）

☐ 相手（買い手企業）の会社の事をよく知る（チェックシート その①「相手のことをよく知る」参照）。

（確認書類例）買い手企業の ①税務申告書 ②決算報告書 ③会社の全部事項証明書

3-3 【契約書】

☐ 最終契約書（株式譲渡契約書）に、経営者保証の解除をクロージングの前提条件とし、これが履行されない場合にはクロージング日の前後に限らず契約解除事由となる旨を明記する。



3-4 【金融機関への事前相談】



POINT !



- 「基本合意書締結後」M&A 成立前に金融機関等に事前相談をする。

留意点：・守秘義務契約の内容等(チェック 3-1 に基づくことに注意)

・買い手企業の財務状況によっては、金融機関の保証人変更の内諾が難しい場合がある

どのような場合に経営者保証を解除できるか、金融機関との目線合わせが重要！！

※保証協会が金融機関の負債を保証している場合は、保証協会の同意も必要となります。

3-5 【早期の移行・解除】

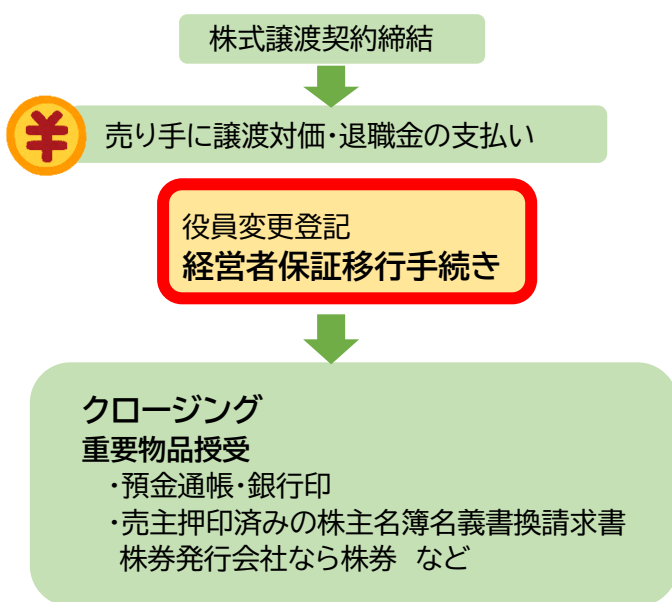
- クローリング前の経営者保証移行・解除を実施する。

留意点：役員変更登記の実施。買い手企業の新社長への移行・解除については、金融機関の手続きでは通常役員変更登記が必要である。

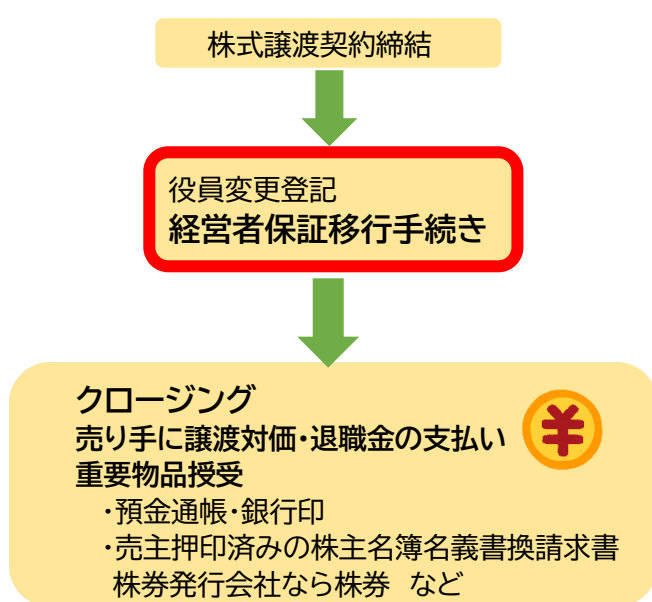
- 預金通帳・銀行印などの重要物品は、保証解除されてから、買い手企業に渡すことを検討する。

最終契約締結後クローリングまでの進め方として次のパターンが考えられる。

パターン例①



パターン例②



※例①②とも、クローリング時に株式にかかる所有権移転効果が生じるものとする

3-6 【専門家・セカンドオピニオンの活用】

- 経営者保証等の移行について不安がある場合は、弁護士もしくは事業承継・引継ぎ支援センターへ相談する。

問い合わせ先

・大阪弁護士会 中小企業・NPO 法人等支援センター
・大阪府事業承継・引継ぎ支援センター

☎ 06-6364-7661
☎ 06-6944-6257